

私製航空書簡「東京 5001 号富士屋ホテル」

永吉 秀夫

1964年4月に承認された私製航空書簡の概要について、5年近く前の会報247～9号に解説記事を載せました。私製とはいっても官製品に準じた規格にそって認可を受けて製造する必要があり、その認可番号を明記することが求められます。官製品に準じて作られたはずの製品にもバラエティがあって楽しめることは前回の解説でも指摘しましたが、リーフに貼って整理しているうちに、5年前には見過ごしていたことにいろいろと気づきました。表題に示した製品は特に興味深いものであることは前回の解説でも取り上げましたが、今回はさらに細かい点について触れたいと思います。



1964年4月1日、航空書簡の様式が改められるとともに私製が認められるようになりました。しかし新様式の航空書簡の発行は遅れ、ようやく9月9日になって発行されたのが「東京五輪記念航空書簡」(上写真左側)。折りたたみ方が従来の観音開き3度折りから横2度折り(三つ折り)に変更されました。写真では最後のひと折りをする前の状態(差し出すときの表裏がつながって見える状態)で示します。裏面には「この郵便物には何物も封入又は添附できません」という注意書きとその意味の英文が書かれています。その向きは天地逆、すなわち折りたたんだときに表面と同じ向きになるように印刷されています(赤矢印位置)。電子版会報でご覧の方は拡大してみてください)。

私製航空書簡もこの官製品に準じた様式で作成した上で、認可番号を入れることが求められましたが、四辺のシマシマの枠線は、官製品の赤紫の他に赤色も可とされました。写真右側はこの規格に沿って赤枠で作られた例ですが、裏面には認可番号「東京郵政局承認第5001号」のほか、差出人のアドレス記入用ガイドラインと、箱根にある有名ホテルのアドレスが印刷されました。これはホテル備え付けの封筒・便箋として機能していたことがわかります。内側にはホテル関連施設のイラ

ストが、うすい色で印刷されています。

この航空書簡の規格が定められた翌年の1965年9月には新しい規格が追加され、航空書簡の私製はどちらの規格に従ってもよいことになりました。官製航空書簡は、この新規格に沿ったもの(飛天青枠)が、それまでの飛天赤枠に代わって発行され、1964年規格の官製航空書簡は東京五輪記念のみで終わりました。1965年規格では、折り方が縦横2度折り(四つ折り)となったほか、裏面の印刷方向が正位(折りたたむと表側と天地逆)にかわり、先行していた私製航空書簡を見習って、差出人のアドレス欄が追加されました。また封入・添附禁止の文言が、ひらがな主体のやさしい日本語に改められました(英文は変わらず)。

そのうち官製航空書簡は料額印面に「NIPPON」が入り、さらに郵便番号制導入に伴い裏面の差出人アドレス欄に郵便番号の記載を求める文言が追加されました(写真下、左側)。この郵便番号対応版では、表側でも小さな変更があります。私製航空書簡でも官製品に合わせて、1965年規格品および1964・65年規格品の郵便番号対応版がつくられました。

写真下の右側は、前ページで紹介した富士屋ホテル製を1965年規格に衣替えしたもので、さらに郵便番号対応となっています。従来品をそのまま使うことが禁止されたわけではありませんが、新規格品の方が通信文をたくさん書けるということで、衣替えしたのでしょう。

ところがその際小さなミスがありました。下の2枚の写真、認可番号とホテルのアドレス以外に違いがあること、おわかりになりますか？ 封入・添附禁止の文言の位置が違います。印刷の向きが天地逆だということで180度回転させ、郵便番号の文字を追加し、封入・添附禁止の文言を差し替えたまではよかったです。その位置を変えるのを忘れてしまいました。表側のガイドラインも入れ忘れたようです。認可番号は変わってないので、新たに認可を取り直してないようですね。

このような小さなバラエティの例は、他にもいろいろあって楽しめます。12月例会ではそれからいくつかを紹介しました。

